

ID: 94

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	未払いの出生祝金の支給		
例規名 根拠条項	村田町すこやか出生祝金支給条例 第7条第1項		
例規番号	平成28年条例第6号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第7条の規定による。 (未払いの出生祝金)</p> <p>第7条 出生祝金の支給をすることと決定した者が受給すべき出生祝金を受領する前に死亡した場合には、町長は、当該死亡した者の配偶者又は当該死亡した者の監護児童(監護児童であった者も含む。)(以下「配偶者等」という。)に当該出生祝金を支給することができる。</p> <p>2 町長は、前項の規定により当該死亡した者に代わって配偶者等に出生祝金を支給する場合は、当該配偶者等から申請書を徴するものとする。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日